

# 茨城県報 第7217号

昭和59年2月9日

木曜日

## 目次

### 告示

	ページ
●救急病院の認定(医療整備課) .....	1
●新規土地改良事業の審査(農地管理課) .....	2
●土地改良事業の認可( " ) .....	2
●換地計画の適当決定( " ) .....	2
●換地計画の決定( " ) .....	3
●土地改良区定款の変更認可(4件)( " ) .....	3
●土地収用法に基づく事業の認定(用地課) .....	4
●県道路線の認定(道路維持課) .....	4
●道路の区域決定( " ) .....	4
●道路の供用開始( " ) .....	5
●道路の区域変更( " ) .....	5
●土地区画整理事業の事業計画の変更認可(都市計画課) .....	6

### 公告

●漁船法違反者の行政処分に関する聴聞(水産施設課) .....	6
●開発行為の工事完了(建築指導課) .....	6
●一時保護児童の所持物の保管(児童相談所) .....	7

## 告示

### 茨城県告示第150号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定に基づき、次の医療機関を救急病院として認定したので、同省令第2条の規定により告示する。

昭和59年2月9日

茨城県知事 竹内 藤 男

名 称 所 在 地

猿島協同病院 猿島郡境町2190

**茨城県告示第151号**

真壁郡真壁町大字源法寺 365 橋本郁男ほか19名から昭和58年10月3日付けで認可申請のあつた源法寺地区土地改良事業（共同施行）は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和59年2月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

## 1 縦覧に供する書類

- (ア) 源法寺地区土地改良事業共同施行規約の写し
- (イ) 源法寺地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和59年2月13日から昭和59年3月3日まで

3 縦覧の場所 真壁町役場

---

**茨城県告示第152号**

昭和58年7月16日付けで東茨城郡御前山村大字野口平1126番地長山竜一ほか24名から認可申請のあつた間々地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、昭和59年2月2日認可したので、同法第95条第4項の規定により公示する。

昭和59年2月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

---

**茨城県告示第153号**

昭和59年1月17日付けで認可申請のあつた大曾根玉取地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和59年2月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

## 1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和59年2月10日から昭和59年2月29日まで

3 縦覧の場所 大穂町役場

---

**茨城県告示第154号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業真壁北部地区第2工区に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和59年2月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和59年2月13日から昭和59年3月3日まで

3 縦覧の場所 大和村役場

**茨城県告示第155号**

昭和58年12月13日付けで栄村松塚土地改良区から申請のあつた定款変更は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、昭和59年1月25日認可した。

昭和59年2月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

**茨城県告示第156号**

昭和58年10月31日付けで荃崎村五ヶ町村土地改良区から申請のあつた定款変更は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、昭和59年1月31日認可した。

昭和59年2月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

**茨城県告示第157号**

昭和58年12月12日付けで南小泉土地改良区から申請のあつた定款変更は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、昭和59年1月31日認可した。

昭和59年2月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

**茨城県告示第158号**

昭和58年12月20日付けで友部中央土地改良区から申請のあつた定款変更は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、昭和59年1月31日認可した。

昭和59年2月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第159号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のとおり告示する。

昭和59年2月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 起業者の名称 関東鉄道株式会社
- 2 事業の種類 水海道鉄道車両基地新設事業及びこれに伴う市道付替工事
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分 水海道市高野町字金山及び字三ノ輪地内
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所  
水海道市役所

茨城県告示第160号

道路法（昭和27年法律第180号）第7条の規定に基づき県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、昭和59年2月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和59年2月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

整 理 番 号	路 線 名	起 点	重 要 な 地	備 考
		終 点		
409	錫高野石塚線	東茨城郡桂村大字錫高野		
		東茨城郡常北町大字石塚		

茨城県告示第161号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、昭和59年2月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和59年2月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

整理番号	道路の種類	路線名	区 間	敷地の員幅	延 長	備 考
409	県 道	錫高野石塚線	東茨城郡桂村大字錫高野2659番地先から	メートル 最大 33.0	メートル 10,414.0	
			東茨城郡常北町大字石塚1196番1地先まで	最小 3.5		

茨城県告示第162号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和59年2月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和59年2月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道錫高野石塚線
- 2 供用開始の区間  
東茨城郡桂村大字錫高野2659番地先から  
東茨城郡常北町大字石塚1196番1地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和59年2月9日

茨城県告示第163号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和59年2月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和59年2月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 菅谷小原内水戸線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡那珂町大字菅谷 字下宿西4193番1地先から	旧	メートル 最大 11.30	メートル 3,803.00	
		最小 1.20		
那珂郡那珂町大字豊喰 字谷波多57番1地先まで	新	最大 11.30	3,803.00	常磐自動車道那珂インター開通に伴う関連道路を県道区域とするための区域変更
		最小 1.20		
		最大 29.90	8,696.00	
		最小 4.10		

**茨城県告示第164号**

都市計画法施行法(昭和43年法律第101号)第36条の規定に基づき、同法第35条の規定による改正前の土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第55条第10項において準用する同条第7項の規定に基づき、友部都市計画友部駅前土地区画整理事業の事業計画の変更については、次のとおり認可した。

昭和59年2月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 土地区画整理事業の名称  
友部都市計画友部駅前土地区画整理事業
- 2 施行者の名称 友部町
- 3 施行地区 友部町大字大田町, 大字平町の各一部
- 4 事務所の所在地 西茨城郡友部町 友部町役場
- 5 事業計画の認可の年月日  
昭和31年3月31日
- 6 変更の主な内容 施行期間の延長, 資金計画の変更
- 7 事業計画の変更認可の年月日  
昭和59年2月9日

---

**公 告**

---

**●漁船法違反者の行政処分に関する聴聞**

漁船法(昭和25年法律第178号)第16条において準用する同法第6条第2項の規定による行政処分に関する聴聞を次のとおり行うので、茨城県漁船関係聴聞規則(昭和56年茨城県規則第47号)第2条第1項の規定により公告する。

昭和59年2月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 聴聞事項 漁船法第11条の2の違反に関する件
- 2 聴聞期日 昭和59年2月20日から21日まで
- 3 聴聞場所 茨城県水戸市北見町2-23

茨城県職員宿泊所「むつみ荘」会議室

**●開発行為の工事完了**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について、次の地域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和59年2月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北相馬郡守谷町板戸井字前畑1064番の1, 1064番の3, 字中屋敷1066の1, 1066の3, 1082, 1082の3, 1085, 字樽井後1071, 1071の1, 1072の1, 1072の2, 1073, 1083, 1084, 1090, 1091, 1092, 1100, 1101, 1102の1, 1102の2, 1107, 1108, 1109, 1110, 1112, 1118, 1120, 1120の1, 1121, 1122, 1123, 1124, 1124の1, 1129, 1130, 1131, 1137, 1138, 1139, 1140の2, 1146, 1147, 1148, 1149, 1149の1, 1154, 1155, 1156, 1157, 1158, 1164, 1165, 1166, 1167, 1168, 1169, 1170, 1172, 1173, 1174, 1175, 1176, 1177, 1180, 1182, 1183, 1184, 1185, 1191, 1192, 1193, 1194, 1197, 1198, 1199, 1238, 1239, 1240, 1241, 1242, 1243, 1246, 1247, 1247の1, 1248, 1248の1, 1248の2, 1249の1, 1251, 1252の1, 1252の2, 1252の4, 1259の1, 1265の2, 1266の2, 1267の2, 1269の1, 1288の2, 字屋敷後1089, 1093, 1098, 1098の1, 1099, 1103の2, 1111, 1136, 1143の2, 1144の1, 1145, 1152の1, 1159, 1159の1, 1162, 1163の1, 1171, 1171の1, 1178, 1181, 1187の1, 1189, 1195の1, 1196, 1250, 1255の1, 1255の2, 1255の3, 1255の4, 1260の1, 1351の1, 1351の3, 1352の2, 1365の2, 1432の1, 水海道市菅生町字樽井261の1, 261の2, 261の3, 261の4, 275の1, 275の2, 275の3, 275の4, 275の5, 275の6, 275の7, 275の8, 275の9, 275の10, 275の11, 275の12, 275の13, 276の1, 433の2, 433の3, 水海道市内守谷町字丸木句4330の1, 4330の2, 4330の3から8まで, 4648の2, 4648の3から5まで, 字谷頭4377, 4377の2, 4377の4から7まで, 4382の1から9まで

2 事業主の住所及び氏名

水海道市諏訪町3222番3

水海道市役所内

水海道市土地開発公社

理事長 落合庄次

◎一時保護児童の所持物の保管

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の2の規定により一時保護を加えた児童の所持物件中, 次の物件を保管したから, 返還請求権を有するものは申し出て下さい。

昭和59年2月9日

茨城県中央児童相談所長 多田 貢

1 申出の期間 昭和59年2月9日から昭和59年8月8日まで

2 申出の場所 茨城県中央児童相談所  
水戸市三の丸1-3-17

電話 水戸局 21-4992

3 保管物

物件名	種類・形状	数量	経 過
現 金	20,000円 940円 黒皮サイフ 1,990円	1 ケ	昭和58年12月13日笠間署通告 58年6月29日午前11時ごろ栃木県小山市スーパーダイエー内のトイレ内にて窃取したものの残金
中古自転車	クリーム色スギムラ MB — 20966	1 台	昭和58年12月16日水戸署通告 58年11月11日午後5時ごろ水戸市赤塚町1丁目393番地先空き地に駐車中の自転車を窃取したもの
現 金  腕 時 計 ポシェット	855円  黒色バンドQ&Q 皮製緑と青色	100円1枚 50円3枚 10円59枚 5円3枚 1 1	昭和58年12月栃木県小山署通告 58年6月10日午後2時ごろ小山市(株)ダイエー小山ゆうえんち店屋上駐車場に駐車中の車内から窃取したもの

~~~~~

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)  
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 2,000円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人  
発行所

茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所